

緊急時の割り込み放送の基準

1. 地震発生時

- ・横手市で震度4以上の地震が発生した場合、収録放送や J-WAVE の番組を放送中など、通常番組を一時中断して地震情報を伝える。震度4未満の地震は割り込まないで生放送番組で伝える。(生放送時は情報が入り次第放送する。)

2. 大雨、大雪や台風接近時

- ・横手市に警報が発生した場合に通常の番組を一時中断して放送する。(深夜に発表された時以外)

3. 火災発生時

- ・大規模火災など聴取者に知らせる必要のある火災の場合、通常の番組を一時中断して火災情報を伝える。

4. 交通機関の乱れの発生時

- ・【列車】奥羽本線(秋田から新庄間)、北上線(全線)内や秋田新幹線で30分以上の遅れが見込まれる場合や運休が出た時に通常の番組を中断して放送する
- ・【高速道路】秋田自動車道(秋田中央インターチェンジから北上ジャンクション)、湯沢横手道路(横手から湯沢間)内で通行止めが発生した時に通常の番組を中断して放送する。また通行止めが解除になった場合も番組を中断して放送する。
- ・【一般道】国道13号(湯沢市境から大曲市境の間)、国道107号(岩手県境から由利本荘市境)内で通行止めが発生した場合に通常の番組を中断して放送する。

5. その他災害(火山の噴火、テロの発生等)

- ・突発的な災害が発生し、又は発生の恐れがある時に通常の番組を中断して災害情報を伝える。

※放送時間については地震以外の時は災害情報を放送した後は通常放送に切り替える。

(地震の場合は市の災害対策部もしくは災害対策本部設置されそれらが解散するまでとする。災害警戒部が設置された時は通常放送をつづける。また、大雨や大雪の場合も同様とする。)